

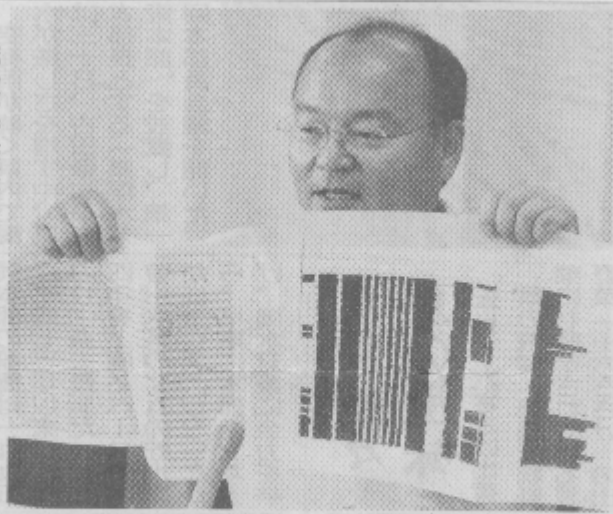
2005.7.1

岐阜

県が渡船文書 ほぼ全面開示

原告が会見、評価

海津市海津町の長良川



県営渡船委託事業に関する文書開示を受け会見する寺町知正代表。最初に公開された文書(右)は大半が黒塗りで、今回開示された文書は黒塗りが無い。6月30日午後1時15分、県庁

の県営渡船委託事業をめぐる情報公開訴訟で、ほぼ全面開示の判断を示した最高裁判決を受け、県は六月三十日、公開範囲を大幅に変更した文書を開示した。非公開処分取り消しを求めていた市民グループは、県庁での会見で「判決で県全体の仕事がクリアに見えるよう

になった」と評価した。取り消しを求めていたのは、市民グループ「くらし・しぜん・いのち県民ネットワーク」。同十四日にあった判決では、個人情報と位置づけられた船頭名や銀行の担当者名を除き、ほぼ全面開示の判断が示され、情報公開を求めた文書に付随

する「請求外情報」をすべて黒塗りにした県の処分を違法としていた。会見した同ネット代表の寺町知正山県市議は、ガソリンの購入先や、備品購入記録の請求外部分まで公開された約千数百枚の文書を前に「県全体の仕事は適切に行われているか知ることができるようになった。今後のチェックに役立てたい」と話した。

黒塗りせず

公文書公開

県、違法判決受け

県営渡船に関する公文書の公開を巡り、県が一部非公開としたのは違法だとする最高裁の判決を受け、県は30日、情報公開を請求した市民団体に、民間の個人名などを除き、黒塗り部分のない公文書を公開した。

2005.7.1
朝日

公開した文書は、大垣土木事務所の備品の一覧表など約1200枚。訴訟の原告の「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」代表の寺町知正・山県市議は、「公開を請求された情報以外は出さない」という県の姿勢が(最高裁判決から)14日で終わったのには意義がある」と話した。

今回の訴訟の最高裁判決後、県は臨時の部局長会議を開き、古田肇知事が「原則公開」の姿勢を示したことから、県は情報公開の請求権を県外の在住者にも認め、条例施行前の95年3月以前の文書も公開の対象に含める方向で検討を進めることにしている。